



TPP交渉と日米の価値観の相違

石田 成則

米国発の金融危機（リーマン・ショック）を契機に、わが国経済は内需の弱さや円高による輸出減といった脆弱性を露呈してきた。ゼロ金利政策やその場凌ぎの金融政策では手の施しようもなく、国と自治体の債務率200%超の赤字財政では財政出動も儘ならなかった。その間もROE（自己資本利益率）主導の企業統治改革の煽りを受けて、人件費削減から労働分配率は低下の一途を辿った。国内外の安価な労働力の獲得に奔走した結果、家計の購買力は底をついた感すらある。今日では、こうした21世紀初頭のデフレから、2012年の政権交代により脱却の兆しをみせている。しかしそれも日銀の金融政策頼みであり、また消費増税前の駆け込み需要と株高の資産効果によるものであり、2年たった今はメッキが剥げつつある。原油価格の下落や法人税の減税措置など、企業が収益を高める環境は整いつつあるものの、これも業種間規模間でまだら模様である。生産性向上が伴わない政府主導の賃上げでは、コスト・プッシュインフレの発生から、消費者の購買力増加は期待できない。まして、有望な投資機会は医薬産業などに限定され、それ以外は人口減から消費の大きな伸びは望めない。そのため、アジア諸国への円安による輸出増は、今や景気浮揚の主軸であり、わが国経済の死命を制するといっても過言ではない。

こうした状況下でTPP（Tran-Pacific Partnership；環太平洋戦略的経済連携協定）交渉は大詰めを迎えている。各国は、米国からみて構造的問題を抱える流通慣行・商取引、金融取引、政府調達、そして知財分野等において

規制を緩和し「開国」するとともに、国際的な自由貿易擁護の姿勢を鮮明にすることが求められている。TPPは、シンガポール、ブルネイ、チリ、そしてニュージーランドの中規模国の相互自由貿易協定（二国間FTA；Free Trade Agreement）が出発点であり、これに成長著しい新興国やASEAN諸国を加えることでその規模を拡大しつつある。交渉の対象はモノの関税だけでなく、ヒトとサービスの自由化を目指した21分野の包括的なもので、多国間での一括合意が原則である。また、国有企業改革やISD（Investor-State Dispute Settlement）条項など、組織のガバナンス形態や一企業と貿易先国との訴訟制度に関わるものまで内包する。わが国の狙いとしては、強みを持つ品目の関税撤廃でアジアの成長を取り込み、輸出振興による成長戦略を強固にすることである。

これまでの交渉過程も蛇行気味だっただけでなく、着地点も不透明だ。とくに、日米の利害対立の先鋭化で、雲行きは極めて怪しくなっており、GATTと同じ轍を踏んで袋小路に陥っている。農産品5品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味農製品）への関税撤廃の例外化を求めるわが国を名指しで非難する場面もあり、交渉の抵抗勢力とさえ指弾される。米国による自動車輸入に関する緊急輸入制限（セーフガード）の発令が盛り込まれ、また自動車の安全規制の撤廃を求めているにも拘わらずである。

わが国は90年代のGATT（General Agreement on Tariffs and Trade）による多国間交渉の蹉跌から学習して、FTAやEPAによる二国間での協議を重視する方向転換を図ってきた。

二国間の利害を超えて、間違った異質論や構造問題の指摘へ反論することも容易になる。今では皮肉にも、TPPの交渉過程自体が二国間化している。元来、国民一人当たりGDPで見ても、わが国と米国が突出しており、両国の利害がぶつかることは目に見えていた。逆に多国間の共同歩調により、一国経済の構造的な特異性を浮き彫りにする米国型戦略が透けて見える。わが国にとってこのままでは、輸出主導の経済成長や貿易・経常収支改善も覚束ない状況にある。

しかしここで、産業の空洞化現象のなかで、なお輸出主導による経済成長が妥当なものかを再考する必要がある。同時に、TPPによる一国経済社会へのマイナスの影響にも着目したい。TPP参加により、輸出主導の経済成長が達成出来るのみならず、国内のサービス市場（医療・介護などの福祉サービスや金融サービス）の生産性改善に結実することが喧伝される。しかし目論み通りとはいかないだろう。ただでさえ、金融サービス市場、保険市場の自由化促進については、1994、96年の日米保険構造協議の苦い思い出がある。日本の保険市場の規制を緩和して、商品・保険料率の自由化、ブローカー制度の導入、第3分野への相互乗り入れを実現すれば、保険消費者の利益に資すると囃し立てられた。しかしたとえば、外資系保険会社の独占状態にあった第3分野に関しては、激変緩和措置として2001年までわが国の保険会社参入が延期されるなど、米国側の意向、要求が色濃く反映される結果となったのである。

結局は、わが国の規制が強い市場の開放が狙い撃ちされる格好になる。たとえば、民営化途上とはいえ郵貯・簡保は未だ金融サービス市場でのプレゼンスは大きい。米国側はこれが公正な競争を阻害していると主張する。また、米国

の製薬会社や保険会社に資するために、保険外併用療養費制度を変更し、混合診療を解禁するように圧力がかかる。しかし、混合診療の全面的な解禁では、保険外診療が容易になり、また医療保険の適用範囲も縮小し、医療の公平性に逆進的影響を与える可能性がある。外資に参入の道を開き競争条件を均等化することは、市場のメカニズムを生かして消費者の利益を高める一方、市場の階層化を来してしまう。農業経営分野の規模拡大による効率性の実現、医療・介護分野への株式会社参入による高付加価値化が標榜されるものの、品質の高い農産品や優良な医療・介護サービスへのアクセスは制限されることになる。

米国ではすでに医療・介護サービスにおける民間事業者によるクリーム・スキミング（上澄み取り）が問題視され、公平性が侵害されている。自動車の安全規制の緩和や国有企業の解体でも、同様に、安全性と安心感が損なわれてしまう。交渉がJ A全中によるJ Aの監査権限の撤廃に波及することになれば、食の安全や安心も脅かされる。TPPの交渉では、市場原理にそぐわない各国が有する「価値観」が第一に尊重されるべきである。モノ、ヒト、サービスの自由化では、以前にも増して、製品とサービスがセットであること、地域産業や人材移動と生活がセットであることに思いを馳せるべきである。そこで、モノ、ヒト、サービスに関する「品質」情報の的確な伝達や移動先での現地適応への配慮が要請されるのであり、こうした環境整備抜きに交渉に妥協することは許されない。2月の閣僚会合、そして夏にも予定される最終合意まで、まだまだ残された課題は山積みである。

（山口大学 教授）